

平成18年8月30日
障発第0830004号
平成24年9月26日
一部改正 障発0926第2号
平成25年3月29日
一部改正 障発0329第13号
平成26年3月31日
一部改正 障発0331第42号
平成31年3月29日
一部改正 障発0329第19号

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

サービス管理責任者研修事業の実施について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害福祉サービス等を実施する事業者の指定に係る人員配置基準においては、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担い、サービスの質の向上を図る観点から、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の配置が規定されているところである。

このサービス管理責任者等については、個々のサービス利用者の障害特性や生活実態に関する専門的な知識や個別支援計画を作成・評価する等の技術を持ち、さらには他のサービス提供職員に対する指導的役割が期待されていることから、障害児者支援に関する一定の実務経験と併せて、規定の研修カリキュラムの修了がその要件とされているところである。

今般、サービス管理責任者等の質の向上を図る観点から、別添のとおり「サービス管理責任者研修事業実施要綱」を改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので、関係機関等に対し本事業の改正内容について周知するとともに、本事業の円滑な運営について特段のご配慮をお願いする。

なお、サービス管理責任者等の要件については、別途通知することとしているので、ご了承願いたい。

(別添)

サービス管理責任者研修事業実施要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は都道府県又は都道府県知事の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

3 サービス管理責任者研修

(1) サービス管理責任者基礎研修

① 研修対象者

指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表1のとおりとする。

なお、別表1の標準カリキュラムは、別表4と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

(2) サービス管理責任者実践研修

① 研修対象者

ア サービス管理責任者基礎研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

イ 平成31年4月1日において改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者告示」という。）第1号イの(1)から(5)までのいずれかの規定に該当する者であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの（アに定める相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る。）で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

ウ サービス管理責任者告示に定める期間内にサービス管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。この場合にあつては、アに定める相談支援の業務又は直接支援の業務の従事者であることを要しない。

② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表2のとおりとする。

なお、別表2の標準カリキュラムは、別表5と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

(3) サービス管理責任者更新研修

① 研修対象者

ア サービス管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定一般相談支援事業所若しくは指定特定相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

イ サービス管理責任者実践研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間に於いてアの業務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表3のとおりとする。

なお、別表3の標準カリキュラムは、別表6と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

4 児童発達支援管理責任者研修

(1) 児童発達支援管理責任者基礎研修

① 研修対象者

指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所（以下「指定障害児入所施設等」という。）において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表4のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

(2) 児童発達支援管理責任者実践研修

① 研修対象者

ア 児童発達支援管理責任者基礎研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害児入所施設等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

なお、児童発達支援管理責任者実践研修修了後、児童発達支援管理責任者として指定障害児入所施設等に配置する場合には、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児童発達支援管理責任者告示」という。）に定める実務経験において老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上必要であることに留意すること。

イ 平成31年4月1日において改正前の児童発達支援管理責任者告示第2号の規定に該当する者であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの（アに定める相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る。）で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

ウ 児童発達支援管理責任者告示に定める期間内に児童発達支援管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事して

いるもの又は従事しようとするもの。この場合にあつては、アに定める相談支援の業務又は直接支援の業務の従事者であることを要しない。

② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表5のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

(3) 児童発達支援管理責任者更新研修

① 研修対象者

ア 児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

イ 児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間に於いてアの業務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

② 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表6のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

5 修了証書の交付

(1) 都道府県知事は別紙1及び別紙2の様式により、指定研修事業者は別紙3及び別紙4の様式により、研修修了者に対して修了証書を交付するものとする。

(2) サービス管理責任者実践研修、サービス管理責任者更新研修、児童発達支援管理責任者実践研修又は児童発達支援管理責任者更新研修の修了者に交付する修了証書については、サービス管理責任者告示又は児童発達支援管理責任者告示の規定により、次に更新研修を修了すべき期日を記載するものとする。

6 修了者名簿の管理等

(1) 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく指定を行った都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、指定研修事業者から提出された名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で都道府県の責任において一元的に管理するものとする。

(3) サービス管理責任者更新研修又は児童発達支援管理責任者更新研修の募集を行うに当たっては、受講が必要な者の実践研修修了年度を募集要領等に明記する等、受講漏れが生じないよう適切な措置を講ずるものとする。

7 実施上の留意点

(1) 研修日程等

① 研修の時間帯、曜日については、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。また、必ずしも連続して行う必要はなく、カリキュラムに関しては適宜分割するなどして、幅広く受講できるよう配慮することは差し支えない。

② 別表1及び別表4の研修カリキュラム、別表2及び別表5の研修カリキュラム並びに別表3及び別表6の研修カリキュラムは、それぞれ共通の内容であることから、開催日程、開催場所、定員等の規模等の設定について適切に配慮することを前提に、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修を同一の日程等で行うことは差し支えない。

(2) 講師

講師は、国が実施するサービス管理責任者等指導者養成研修を修了した者又はこれに準ずる者

が務めること。

(3) その他

① 人権の尊重

受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。

② 障害のある受講者への配慮

障害のある受講者に対しては、研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めること。

8 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児入所施設等を含む。）が負担するものとする。

9 指定研修事業者の指定

都道府県知事による指定研修事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

(1) 事業実施者に関する要件

① 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

② 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

③ 講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。

(2) 事業内容に関する要件

① 研修事業が、本要綱に定めるいずれかの研修についてその内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。

② 研修カリキュラムが、別表1から別表6までに定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。

(3) 研修受講者に関する要件

① 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

ア 開講目的

イ 研修事業の名称

ウ 実施場所

エ 研修期間

オ 研修カリキュラム

カ 講師氏名

キ 研修修了の認定方法

ク 開講時期

ケ 受講資格

コ 受講手続（募集要領等）

サ 受講料等

② 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

(4) その他の要件

① 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

② 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

10 指定研修事業者の指定申請手続等

(1) 研修事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要事項を記載した指定申請書を事業実

施場所の都道府県知事に提出するものとする。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）
 - ② 研修事業の名称及び実施場所
 - ③ 事業開始予定年月日
 - ④ 学則等
 - ⑤ 研修カリキュラム
 - ⑥ 講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
 - ⑦ 研修修了の認定方法
 - ⑧ 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
 - ⑨ 申請者の資産状況
 - ⑩ その他指定に関し必要があると認める事項
- (2) 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付するものとする。
- (3) 指定研修事業者は、指定を行った都道府県知事に対し、毎年度、あらかじめ事業計画を提出するとともに、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するものとする。
- (4) 指定研修事業者は、申請の内容に変更を加える場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届け出るものとし、(1)の①から⑩までの事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けるものとする。
- (5) 指定研修事業者は、事業を廃止しようとする場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ廃止の時期及び理由を届け出、都道府県知事から指定の取消しを受けるものとする。

1.1 費用の補助

国は、都道府県が研修を実施する場合に限り、都道府県に対し、本事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別表1)

「サービス管理責任者基礎研修」標準カリキュラム

科目	内容・目的	時間数
1. サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義 (7. 5時間)		
サービス提供の基本的な考え方	サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等について理解する。	60分
サービス提供のプロセス	PDCAサイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	90分
サービス等利用計画と個別支援計画の関係	サービス等利用計画における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。	90分
サービス提供における利用者主体のアセスメント	サービス提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障害種別や各ライフステージ、各サービスにおいて留意すべき視点について理解する。	150分
個別支援計画作成のポイントと作成手順	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用し、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。	60分
2. サービス提供プロセスの管理に関する演習 (7. 5時間)		
個別支援計画の作成 (演習)	モデル事例を活用したグループワークにより、サービス等利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	270分
個別支援計画の実施状況の把握 (モニタリング) 及び記録方法 (演習)	モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、視点・目的・手法等を理解する。	180分
合計		15時間

(別表2)

「サービス管理責任者実践研修」標準カリキュラム

科目	内容・目的	時間数
1. 障害福祉の動向に関する講義（1時間）		
障害者福祉施策の最新の動向（講義）	・障害者福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2. サービス提供に関する講義及び演習（6.5時間）		
モニタリングの方法（講義・演習）	・事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。	120分
個別支援会議の運営方法（講義・演習）	・個別支援会議の意義、進行方法、会議において行うべき事項（個別支援計画作成時、モニタリング時）等について講義により理解する。 ・個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、サービス管理責任者としての説明能力を獲得する。 ・模擬個別支援会議の体験をもとに、個別支援会議におけるサービス管理責任者の役割についてグループワーク等により討議し、まとめる。	270分
3. 人材育成の手法に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス提供職員への助言・指導について（講義・演習）	・サービス提供職員への支援内容、権利擁護・法令遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。 ・講義を踏まえて、受講者が事業所において実施している助言・指導業務について、グループワーク等により振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。	90分
実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習）	・事例検討会の目的、方法、効果等について講義により理解する。また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。 ・受講者が持ち寄った実践事例をもとに、事例検討会を行うことで、事例検討会の進め方を習得する。	120分
4. 多職種及び地域連携に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）（講義）	・多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法）について理解する。	50分
（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組（講義）	・（自立支援）協議会の意義、目的、活動内容等について理解する。 ・サービス管理責任者の業務を通して見出される地域課題を解決するための（自立支援）協議会の活用について実践報告等により学ぶ。	50分
サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）	・サービス担当者会議や（自立支援）協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議を通じて、連携のあり方についてまとめを行う。	110分
合計		14.5時間

(別表3)

「サービス管理責任者更新研修」標準カリキュラム

科目	内容・目的	時間数
1. 障害福祉の動向に関する講義（1時間）		
障害者福祉施策の最新の動向（講義）	・障害者福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2. サービス提供の自己検証に関する演習（5時間）		
事業所としての自己検証（演習）	・グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	90分
サービス管理責任者としての自己検証（演習）	・サービス管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	120分
関係機関との連携（演習）	・関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、(自立支援)協議会の役割を再認識する。	90分
3. サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習（7時間）		
サービス管理責任者としてのスーパービジョン（講義）	・サービス管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及びサービス提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	180分
事例検討のスーパービジョン（演習）	・事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化することによってスキルアップを図る。また事例について、スーパーバイズを体験する。	60分
サービス提供職員等へのスーパービジョン（演習）	・事例を通じてサービス管理責任者等としてサービス提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。	120分
研修のまとめ（演習）	・研修で得られた知識・技術を活用して、サービス管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グループワークにおける討議を通じてまとめを行う。	60分
合計		13時間

※ 平成35年度までの間は、サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習を省略することができる。

(別表4)

「児童発達支援管理責任者基礎研修」標準カリキュラム

科目	内容・目的	時間数
1. 児童発達支援管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義 (7. 5時間)		
支援提供の基本的な考え方	支援提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICFの視点、現実的な支援計画に基づく支援提供、連携の必要性等について理解する。	60分
支援提供のプロセス	PDCAサイクルによる支援内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	90分
障害児支援利用計画と個別支援計画の関係	障害児支援利用計画における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点が障害児支援利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。また、障害児支援利用計画が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内支援に重点を置いた計画であることを理解する。	90分
支援提供における利用者主体のアセスメント	支援提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障害種別や各ライフステージ、児童発達支援等において留意すべき視点について理解する。	150分
個別支援計画作成のポイントと作成手順	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用し、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。	60分
2. サービス提供プロセスの管理に関する演習 (7. 5時間)		
個別支援計画の作成 (演習)	モデル事例を活用したグループワークにより、障害児支援利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	270分
個別支援計画の実施状況の把握 (モニタリング) 及び記録方法 (演習)	モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、障害児支援利用計画との連動性を念頭に置きながら、視点・目的・手法等を理解する。	180分
合計		15時間

(別表5)

「児童発達支援管理責任者実践研修」標準カリキュラム

科目	内容・目的	時間数
1. 障害福祉の動向に関する講義（1時間）		
児童福祉施策の最新の動向（講義）	・児童福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2. サービス提供に関する講義及び演習（6.5時間）		
モニタリングの方法（講義・演習）	・事業所のモニタリングについて、障害児支援利用計画との連動性を念頭に置きながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。	120分
個別支援会議の運営方法（講義・演習）	・個別支援会議の意義、進行方法、会議において行うべき事項（個別支援計画作成時、モニタリング時）等について講義により理解する。 ・個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、児童発達支援管理責任者としての説明能力を獲得する。 ・模擬個別支援会議の体験をもとに、個別支援会議における児童発達支援管理責任者の役割についてグループワーク等により討議し、まとめる。	270分
3. 人材育成の手法に関する講義及び演習（3.5時間）		
支援提供職員への助言・指導について（講義・演習）	・支援提供職員への支援内容、権利擁護・法令遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。 ・講義を踏まえて、受講者が事業所において実施している助言・指導業務について、グループワーク等により振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。	90分
実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習）	・事例検討会の目的、方法、効果等について講義により理解する。また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。 ・受講者が持ち寄った実践事例をもとに事例検討会を行うことで、事例検討会の進め方を習得する。	120分
4. 多職種及び地域連携に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス担当者会議等における児童発達支援管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）（講義）	・多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等における児童発達支援管理責任者の役割（相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法）について理解する。	50分
（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組（講義）	・（自立支援）協議会の意義、目的、活動内容等について理解する。 ・児童発達支援管理責任者の業務を通して見出される地域課題を解決するための（自立支援）協議会の活用について実践報告等により学ぶ。	50分
サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）	・サービス担当者会議や（自立支援）協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議を通じて、連携のあり方についてまとめを行う。	110分
合計		14.5時間

(別表 6)

「児童発達支援管理責任者更新研修」標準カリキュラム

科 目	内容・目的	時間数
1. 障害福祉の動向に関する講義（1時間）		
児童福祉施策の最新の動向（講義）	・児童福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2. サービス提供の自己検証に関する演習（5時間）		
事業所としての自己検証（演習）	・グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	90分
児童発達支援管理責任者としての自己検証（演習）	・児童発達支援管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	120分
関係機関との連携（演習）	・関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、（自立支援）協議会の役割を再認識する。	90分
3. サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習（7時間）		
児童発達支援管理責任者としてのスーパービジョン（講義）	・児童発達支援管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及び支援提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	180分
事例検討のスーパービジョン（演習）	・事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化することによってスキルアップを図る。また事例について、スーパーバイズを体験する。	60分
支援提供職員等へのスーパービジョン（演習）	・事例を通じて児童発達支援管理責任者として支援提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。	120分
研修のまとめ（演習）	・研修で得られた知識・技術を活用して、児童発達支援管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グループワークにおける討議を通じてまとめを行う。	60分
合計		13時間

※ 平成 35 年度までの間は、サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習を省略することができる。

(別紙1)

第 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、厚生労働省の定めるサービス管理責任者○
○研修を修了したことを証します。

年 月 日

○○○知事
○ ○ ○ ○

(別紙2)

第 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、厚生労働省の定める児童発達支援管理責任者〇〇研修を修了したことを証します。

年 月 日

〇〇〇知事
〇 〇 〇 〇

(別紙3)

第 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行うサービス管理責任者〇〇研修を修了したことを証します。

年 月 日

(指定された事業者名)
代 表 〇 〇 〇 〇

(別紙4)

第 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行う児童発達支援管理責任者〇〇研修を修了したことを証します。

年 月 日

(指定された事業者名)
代 表 〇 〇 〇 〇

事 務 連 絡
平成31年4月23日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ & A等について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の実施については、「サービス管理責任者研修事業の実施について」の改正について(平成31年3月29日障発0329第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)等において、改正の内容についてお示ししたところですが、今般の改正に関して、自治体等から寄せられた質問に対する回答を別紙1のとおり取りまとめましたので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。なお、改正についてのお問合せは、障害保健福祉関係自治体ヘルプデスク質問票によりご提出ください。

また、上記通知について、別紙2のとおり訂正いたしますので、御了知の上、遺漏なきようお願いいたします。

サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A

1. 実践研修について

(実践研修受講に必要な要件)

問1 基礎研修修了後、実践研修受講に必要な通算2年間以上の業務とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）が行う個別支援計画の原案作成に係る業務に限られるのか。

(答)

基礎研修修了者は、今後サービス管理責任者等の業務を担うことが予定されることから、実践研修受講に当たって必要な実務経験は、主として個別支援計画の原案作成等に係る業務を担うことを想定しているが、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。)」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児童発達支援管理責任者資格要件告示」という。)」(以下これらを「告示」という。)において、「相談支援の業務又は直接支援の業務」としており、必ずしも個別支援計画の原案作成等の業務のみに限られるものではない(サービス管理責任者資格要件告示第1号イの(2)の(二)のa及び児童発達支援管理責任者資格要件告示第2号のロの(1)参照)。

2. 研修分野統合について

(サービス管理責任者等の要件)

問2 従来のサービス管理責任者研修の各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)及び就労の各分野をいう。以下同じ。)及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一することだが、サービス管理責任者が児童発達支援管理責任者にもなれるということか。

(答)

サービス管理責任者等の要件については、それぞれの告示において、①実務経験者であること及び②研修修了者であることを規定している。

平成31年3月29日付障発0329第19号による改正後のサービス管理責任者研修事業実施要綱において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容としているため、②の要件は統一される。一方、①の要件については、これまでと同様、それぞれの要件が必要になる。なお、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方に係る①の要件を満たす者が

②の要件を満たした場合、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事することが可能となる。

(研修の実施方法)

問3 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築するという今回の研修の見直しの趣旨を踏まえれば、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の両研修を同一の日程で行う方が望ましいと考えるが、いかがか。

(答)

お見込みのとおり。

ただし、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については根拠となる法律（障害者総合支援法及び児童福祉法）が異なることから、修了証書及び修了者名簿については、それぞれ分けて管理するよう留意されたい。

3. 経過措置等について

(更新研修の受講)

問4 改正前の告示に定めるサービス管理責任者等の研修を修了している者は、5年ごとに更新研修を受講する必要があるが、その起算点はいつか。

(答)

起算点は、平成35年度までの間に更新研修の修了者となった日の属する年度の翌年度となる。

平成31年厚生労働省告示第109号及び第110号による改正前の告示に定めるサービス管理責任者等の研修を平成30年度までに修了している者については、平成35年度までの間に更新研修を受講することになる。また、2回目以降の更新研修は、1回目の更新研修の修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度として5年度ごとに修了する必要がある（サービス管理責任者資格要件告示第1号及び児童発達支援管理責任者資格要件告示第3号参照）。

なお、平成35年度に受講者が集中することを防ぐため、計画的な更新研修の受講が可能となるよう配慮いただきたい（平成31年3月7日全国障害保健福祉関係主管課長会議資料参照）。

(改正前の告示に基づく研修修了者)

問5 改正前の告示に定めるサービス管理責任者研修を修了済みでサービス管理責任者として必要な実務要件を満たしている者は、サービス管理責任者に係る各分野のサービスに従事することが可能であるか。

(答)

お見込みのとおり。

告示上、平成36年3月31日までの間は、サービス管理責任者等として「現に従事しているものとみなす」と規定している。サービス管理責任者資格要件告示

第1号ロ及び児童発達支援管理責任者資格要件告示第3号参照。)

従って、サービス管理責任者として従事するために必要な改正後の告示に基づく研修修了要件を満たした者であることとみなされ、サービス管理責任者に係る各分野の業務に従事することが可能であるほか、1回目の更新研修を受講する要件を満たすこととなる。

また、サービス管理責任者研修事業実施要綱において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容としているため、上記の者が児童発達支援管理責任者として必要な実務要件も満たしている場合は、児童発達支援管理責任者の業務にも従事することが可能である。同様に、改正前の告示に定める児童発達支援管理責任者研修を修了済みでサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として必要な実務要件を満たしている者は、サービス管理責任者の業務にも従事することが可能である。

(直接支援業務の考え方について)

問6 改正後のサービス管理責任者資格要件告示第一号イの(1)の(二)に定める「直接支援の業務」については、「その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務」のみに限定され、入浴、排せつ等の業務は含まれないのか。

(答)

「直接支援の業務」とは、従前通り、入浴、排せつ等の業務が直接支援の業務に含まれるものであり、研修受講者の募集に当たっては留意されたい。

なお、改正後の告示においても「直接支援の業務」の考え方の変更は行っていないが、改正後のサービス管理責任者資格要件告示イの(1)の(二)では、「その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務」に限定されることとなってしまうため、現在、官報の訂正手続を行っており、従前の規定に戻すことを予定している。

<参考：訂正後の告示(案)>

訂正後の内容(第1号イの(1)の(二)) (正しい規定)	訂正前の内容(第1号イの(1)の(二)) (誤った規定)
<p>…入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務 その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間</p>	<p>…入浴、排せつ、食事その他の介護を行った期間、その者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行った期間 並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間</p>

福祉人材確保について

きょうと福祉人材育成認証制度

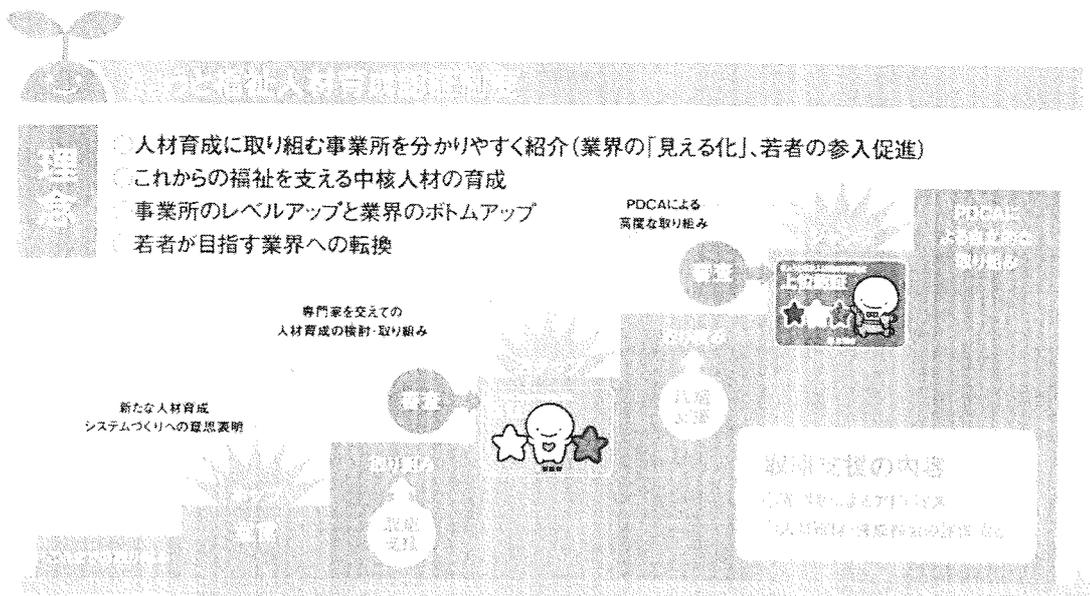
1 目的

- (1) 福祉業界自らが人材確保・定着に努力する環境を整備すること
- (2) 業界の取組や福祉業界を正しく理解できる情報を「見える化」すること

2 制度概要

人材育成に積極的に取り組む福祉事業所を京都府が認証し、学生等に公表
認証取得に向けての取組を研修やコンサルティングで京都府が支援

- 【ホップ】 人材育成に取り組むことを意思表示→「宣言事業所」
- 【ステップ】 認証基準を満たす→「認証事業所」
- 【ジャンプ】 更なる取組に対する上位認証→「上位認証事業所」



3 メリット

<宣言>

○職員の定着や労働環境整備（＝認証取得）のため、無料の支援を受けることができる

- ・人材育成や人事評価制度構築などのためのセミナー
テーマ例（30年度）：人材育成計画の作成
キャリアパスの体系構築
給与制度の設計 等
- ・個々の法人・事業所の課題・悩みの相談を解決に導くための専門家の支援
（個別相談、現地相談）
- ・新任職員や管理職等の現任職員向けの研修
テーマ例（30年度）：中堅職員研修
OJT推進者研修
管理職研修（財務管理やメンタルヘルスケア）
- ・WEBを活用した職員アンケートの実施

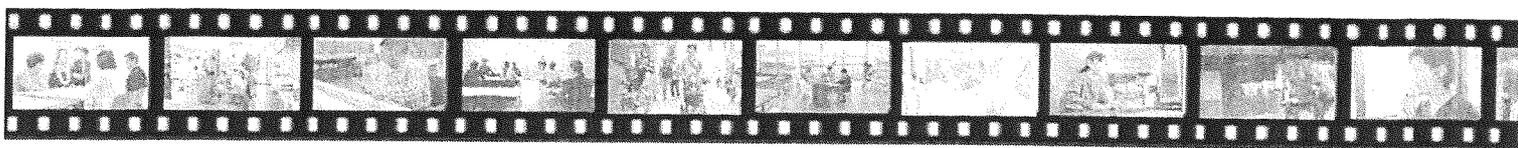
○人材確保の支援

- ・就職フェアへの参加要件

<認証・上位認証>

上記に加えて

- ・採用活動等において認証マークを活用し、学生等に事業所をアピールできる。
- ・京都府が実施するインターンシップ事業等への参加



京都府福祉の星WEBムービー

「はじまる」

公開中



人々の暮らしを支え、そっと寄り添う
すべての学びが活きる仕事
あらゆるところに福祉がある
人が、人として生きるために——



出演：京都府介護・福祉事業所若手職員
音楽：くるり

京都福祉情報サイト
kyoto294.net ~京都府福祉の星Webムービー「はじまる」公開~
<https://kyoto294.net/webmubihajimaru/>



消費者トラブルと見守り

消費者トラブルと見守り

京都府消費生活安全センター

京 都 府 中 丹 広 域 振 興 局

1. 消費生活センターの役割

(※センターしおり)

◆消費生活相談 ◆啓発・教育 ◆調査・指導

2. 消費生活相談の現状

平成29年度 相談件数 5,061件

○高度情報社会の進展により、インターネットなど情報通信に関する相談件数が突出。

(1,063件で全体の約5分の1)

○高齢者を狙った特殊詐欺をはじめとする悪質商法の手口が巧妙化し、高齢者からの相談割合が年々増加。65歳以上の相談 うち(1,456件)

※特殊詐欺被害(平成30年1~12月/257件、約5億8千万円) <京都府警発表暫定値>

(※消費者注意報)

3. 障がい者の消費者トラブルの特徴

(※見守りガイドブックP1~P2)

- ①判断に必要な情報が不十分だったり、相談のために特別な支援を必要とする
- ②判断に支援が必要な場合、だまされていることに気づきにくい
- ③被害にあっても抱え込んでしまい周囲に相談しない

4. 相談事例

(※見守りガイドブックP3~P8 事例①~事例⑥)

◇ヘルパーが被害を発見したり、利用者から相談を受けた場合、事業所のケアマネージャーから消費生活センターに相談していただきたいと思います。

5. 見守り、気づき、声かけ、つなぐ

(※見守りガイドブックP9~P14)

- ・十分な情報提供
- ・家族や周囲の人が日頃から様子を気にかける(具体的な声かけ)
- ・信頼関係の構築(何でも話せる)
- ・被害に気づいたら、被害を知ったら(地域の連携→相談窓口)

6. 相談窓口の利用

★消費者ホットライン 188 (いやや!) <全国共通>

★京都府消費生活安全センター TEL:075-671-0004

☆京都府山城広域振興局商工労働観光室 TEL:0774-21-2426

☆京都府南丹広域振興局商工労働観光室 TEL:0771-23-4438

☆京都府中丹広域振興局商工労働観光室 TEL:0773-62-2506

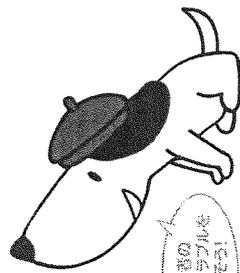
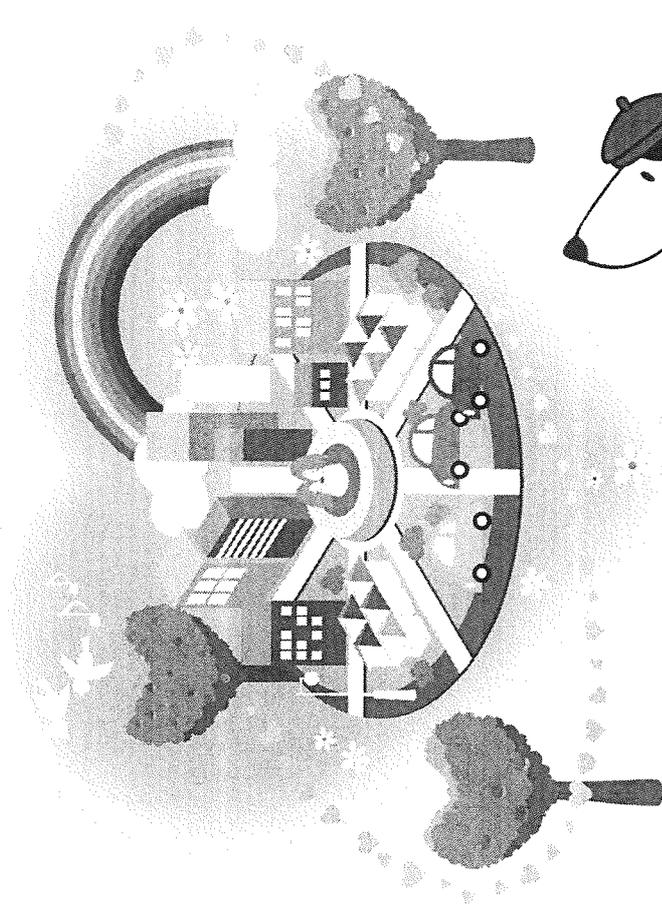
☆京都府丹後広域振興局商工労働観光室 TEL:0772-62-4304

7. 消費生活出前講座の案内

ご利用者の方の消費者被害の早期発見や未然防止に向けた、ケアマネージャーやヘルパー対象の講座を行っています。ぜひ、ご利用ください。TEL:075-671-0030

障害者の消費者トラブル

見守り ガイドブック

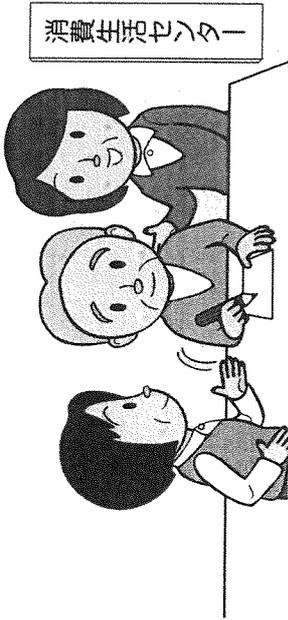


見守るくんの
見守り
ガイドブック

見守るくん

このページを活用して障害者に消費者トラブルの相談先をお知らせ
することができます。必要事項を書き込み、コピーしてご利用下さい。

おかしいな、困ったなと思ったら 一人で悩まず相談しましょう。



消費生活センター

.....消費者ホットライン.....
ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！
0570-064-370

消費者ホットラインは、消費生活相談への最初の一歩をお手伝いします。
一人で悩まずに消費者ホットラインをご利用ください。

あなたの地域の身近な相談者

名前



最寄りの消費生活センター・消費生活相談窓口



最寄りの消費生活センター・消費生活相談窓口がわからないときは、
お住まいの都道府県消費生活センターにお尋ねください。

都道府県の消費生活センター



お住まいの都道府県の消費生活センターは国民生活センターホームページでも確認いただけます。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

制作／(財)消費者教育支援センター 著作／消費者庁
本ガイドブックは消費者庁ホームページ「消費者教育ポータルサイト」でもご覧いただけます。
<http://www.caa.go.jp/kportal/index.html>

発行／平成19年3月 改訂版発行／平成24年3月

障害者の消費者トラブルを防ぎましょう

ご本人の意思と、まわりの方々の見守りが大切です。

はじめに

全国の消費生活センター（消費生活相談窓口）には、障害者を狙った消費者トラブルの相談が数多く寄せられています。その数は年々増加し、高額な被害の相談も相次いでいます。

障害者の消費者トラブルは、①判断に必要な情報が不十分だったり、相談のために特別な支援が必要とすため未然防止・問題解決が難しいこと、②判断に支援が必要な場合、だまされていることに気づきにくいこと、また③全般に、被害にあっても抱えこんでしまい周囲に相談しないことなどの傾向があり、深刻な被害拡大に繋がっています。

このような消費者トラブルを食い止めるためには、ご本人への情報提供を十分に行うと共に、ご家族やまわりの方々から日頃から様子を気にかけていただくことが大切です。

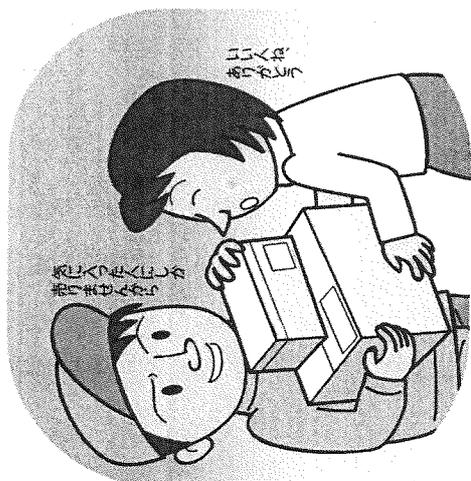
本ガイドブックでは、障害者のまわりの方々に対して、「どのような場面で」「何を」していただきたいのかを例示しています。障害者の消費者トラブルを防ぐため、今後、全国各地の関連機関が連携し、障害者の見守り体制を幅広く検討していただくきっかけになることを願っています。

目次

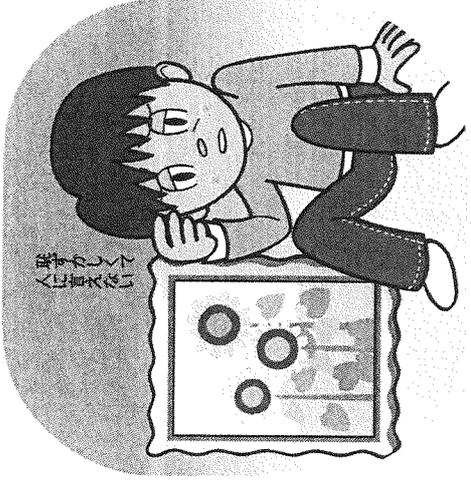
問題の発見と対応（6事例）	03
トラブル対応のフローチャート	09
消費生活センターについて	11
参考：クーリング・オフ、関連制度	13
よくある質問 Q&A	15
ロールプレイング	17
困ったときの相談先	裏表紙



判断に必要な情報が不十分だったり、相談のために特別な支援を必要とする



判断に支援が必要な場合、だまされたことに気づきにくい



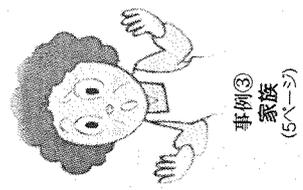
被害にあっても抱えこんでしまい、周囲に相談しない



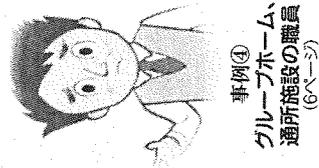
事例①
障害者相談員
(3ページ)



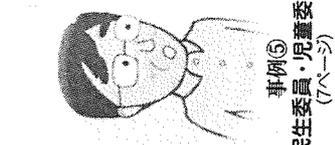
事例②
ホームヘルパー
(4ページ)



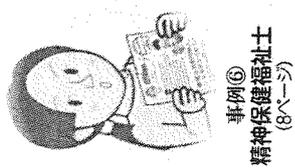
事例③
家族
(5ページ)



事例④
グループホーム、
通所施設の職員
(6ページ)



事例⑤
民生委員・児童委員
(7ページ)



事例⑥
精神保健福祉士
(8ページ)

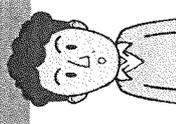
※事例は実例を参考に内容を再構成しています。

どのように声をかけたらいいか、注目してね

次ページ以降は、家族や支援者が問題を発見し対応した事例をご紹介します。

事例①

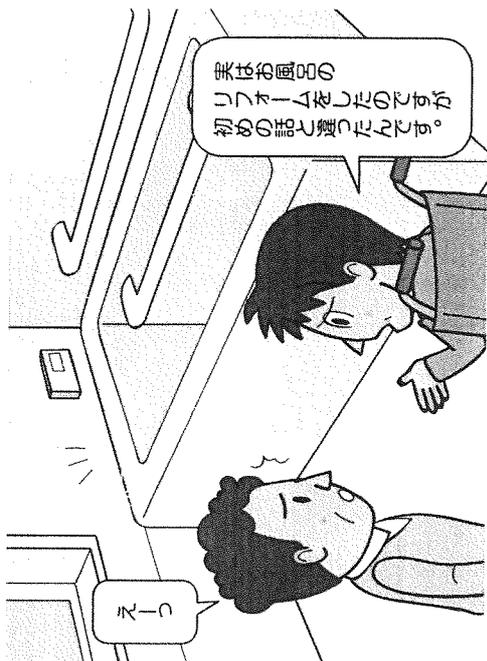
電話で相談された際に 思い詰めている様子だった...



佐藤 健二さん(仮名)

私は身体障害者相談員※をしていました。ある日、山田さん(仮名の代男性、肢体不自由)から「ふいふいなる」と言われるのですが、そのころに電話が入りました。電話の様子から思い詰めているように感じましたので、気になつてお宅を訪問しました。最初はなかなか話していませんでしたが、少しづつ「実は最近、お風呂のリフォームをしたものの、当初の認知症に高額な代金を請求され、業者に対して不快感を抱いている」と打ち明けてくれました。

山田さんは、まだ仕事が終了していませんので諦めていましたが、このままではいけなそうと、消費生活センターに相談するつもりになりました。しかし、一人では難しそうだったので、私にお願いして行っていました。



気づきと対応のポイント

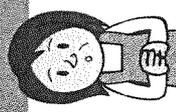
① 依頼に気づいたら、相談に積極的な姿勢を示すことが大切。目下のお宅でも相談員が訪問できるような工夫を。

② ホームページ、その内容をよく読んでおく。契約内容をよく読みます。特に必ず消費生活センターに相談してください。

※ 身体障害者相談員とは、福祉施設等から依頼され、肢体、知的障害者の相談援助を行い、必要な措置を促すことを行う。

事例②

部屋に見慣れない 大きな段ボール箱が...



田中 圭子さん(仮名)

私はホームヘルパーとして一人暮らしの山田さん(仮名の代男性、視覚障害)の家事援助をしていました。自宅に何かあったと、部屋に「取寄せ教材」と書かれた大きなボール箱が置いてありました。気になつて開けてみると、本人は海外旅行に行かれたので、取寄せの教材を知らずと開けてしまったので、業者から電話がある。ノートに書かれた請求と伝票を山田さんに購入したと書かれたので、電話口で取寄せを知らせてあげました。

確認のために箱を開けてみると、中にノートと教材以外に、ノートを開く機械や辞書が入っており、山田さんの請求になりました。契約書や冊子からいろいろと書かれ、点検もされていません。解約したらという形勢を確認した私は所属の事業所に連絡しました。事業所から連絡を受けたケアマネジャーは、本人にはまだ消費生活センターに連絡するつもりでした。



気づきと対応のポイント

① 視覚障害者の場合、契約内容等の情報を確認することが困難なため、ご本人の意思と契約内容に相違がないか一層に確認するなど、支援が必要なおことがあります。

② ホームヘルパーがかかる場合、所属の事業所の判断に従い、ケアマネジャーを通じて消費生活センターに相談するつもりになります。

事例③

いきなり送られてきた 大量の商品と請求書...

鈴木 弥生さん (仮名)

先日、娘の華子(仮名20代女性、専業主婦)あてに大量の商品と請求書が送られてきました。私はびっくりして、会社から戻ってきた晩に話を聞くと、同じ専業主婦の仲間からタイアップ商品を貰ったというのです。娘は友だちに勧められたこともあり、この問題について話したくならぬ部屋に閉じこもってしまいました。

私はすぐに消費生活センターに連絡をして娘の様子を探知したところで、親身に話を聞いてくれ、アドバイスをしてくださりました。娘はこの話をまるで、娘が実は家になつていたらごめんですが、友だちとの関係を断したくないからと話してらったというのです。翌日、私は娘と一緒に消費生活センターに行き、クーリング・オフの手続きをしました。



気づきと対応のポイント

- ① 請求書に「お名前」「住所」が記載されて、家族で「消費生活センター」が連絡して返却するようが不明です。(14ページ参照)
- ② 本人が親身に相談しても、周囲の人が相談を促さなくても相談できる体制を作っておくことが、その後の解決を迅速にします。

事例④

グループホームの利用料を 滞納し始めた...

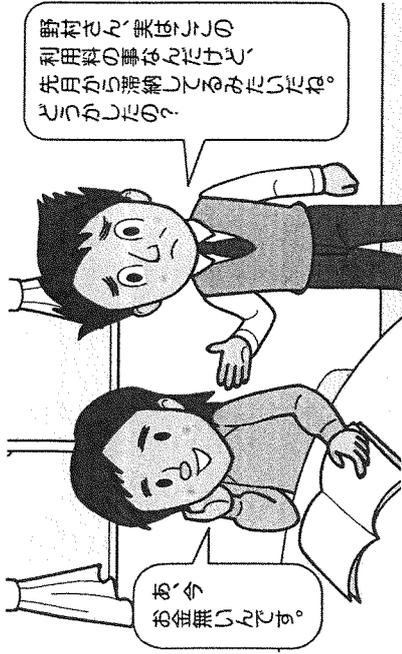
藤原 正さん (仮名)

野村さん(仮名20代男性、知的障害)は最近街で差をかけられ、彼女が出来たことを嬉しそうに話してくれます。しかし、ある時からグループホームの利用料を滞納するようになってきました。そのことについて聞いてみると、「今はお金がない」と言ひばかりです。利用料を払わないでこたを払わなければならないことを話し、なぜお金がないのかを聞いてみました。すると、彼女に頼まれて掃除や洗濯がらりを購入していたことが分かりました。

野村さんは彼女に50万円近く支払っているため、貯金通帳にも全くお金がありませんでした。しかし野村さんは騙されたと思っているようです。これではいけないと思い、私はすぐに消費生活センターに相談をしました。

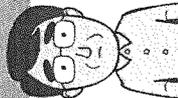
気づきと対応のポイント

- ① 公共料金や必要なお金の支払が滞った場合は、金融トラブルに巻き込まれている可能性があります。
- ② 被害が深刻な場合には、ご本人の意思を尊重しながら消費生活センター等の問題解決機関に繋がるよう見守り体制を整えることが大切です。(14ページ上段参照)
- ③ 日常の金銭の管理が不十分な場合は、日常生活自立支援事業や成年後見制度(14ページ下段参照)を検討するようが必要です。



事例⑤

借金の取立を受けて いるみたいと通報を受けて...



山村 一郎さん(仮名)

私は民生委員・児童委員です。私が私が担当している地区の方から、高橋さん(仮名)に自宅から借金の取り立てと思われる送付の紙が郵便に届いたのでとらう話を聞きました。

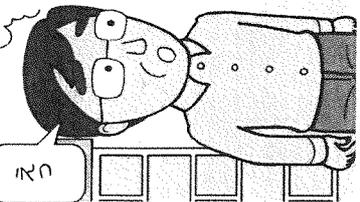
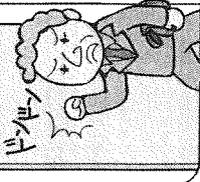
家に訪ねて高橋さん(仮名)の自宅に伺った。奥の田代さん(仮名)が女性、知的障害)が複数の消費者金融から借金をしてしまっていて、その返済を迫られていると話を伺った。高橋さんが怖くて仕方ないと言っていました。お父さんが知的障害があるからと、高校の先生がいろいろ困り訴えていました。

聞いた地区の社会福祉協議会に相談をしたところ、消費生活センターを紹介され、私は田代さんと一緒に消費生活センターに行きました。

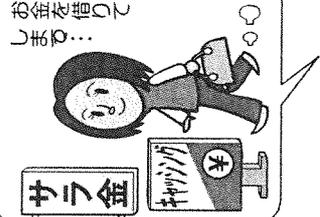
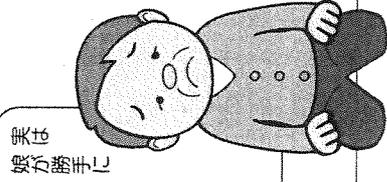
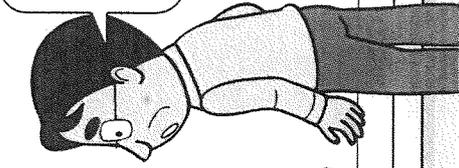
気づきと対応のポイント

- ① 金融センターは第三者に渡りたらない限り、家族内に借金が滞っている可能性がある。地域の委員、紹介して、支援センターに相談を依頼する。
- ② 多重債務は総額と返済されている額を把握し、まずは消費生活センターに相談し、借金整理。
- ③ 金融整理を申し込めるには、日常生活自立支援事業や成年後見制度(14ページ参照)を検討することが必要です。

最近高橋さんの家に借金の取り立てが来てみたいですよ...



高橋さん、どうもです。



事例⑥

病気はもうなぞ直りまあと云いだした...



伊藤 宏子さん(仮名)

私は精神保健福祉士です。私が勤務している病院に通院している村田さん(仮名)が女性、精神障害)から「自分の病気はもう直りなからここには来ない」と言われました。話を聞いてみると、知人からこの病気が先祖の祟りだから、金を貰えば治ると言われ、200万円を貰ってしまったそうです。

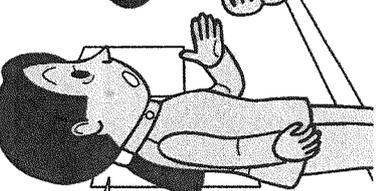
私は国民生活センターのメールマガジン「良守り新鮮情報」の同じような情報が来たことを知り、自分も「自分のケースと似ている」と感じ、購読していただくことに気づいた。最初は違和感があったが、「お母さんは悪くなら、悪いのは祟り方だ」といって、村田さんに詐欺を取り戻しました。私は村田さんに消費生活センターの電話番号を知らせ、本人が相談をしました。

気づきと対応のポイント

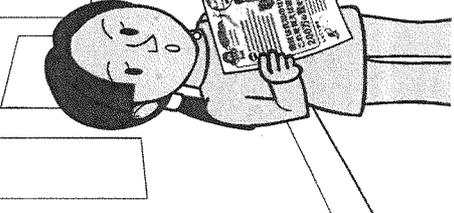
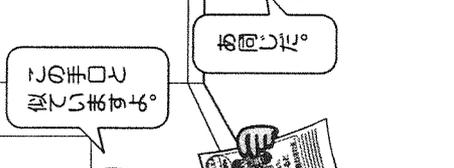
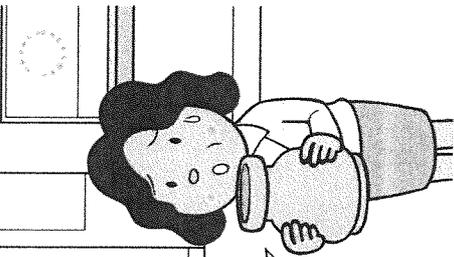
- ① 家庭や作業所等の被害の発生は、気づきの場面は様々ですが、精神障害がある方はお母の世話になっているため、ヘルパーやヘルパー等の電話も重要だ。
- ② この本人の困難状況に気づくことで、「悪いのは祟り方だ」といって具体的な金銭のやり取りが大切だ。
- ③ 判断と支援が必要を踏まえ、日常生活自立支援事業や成年後見制度(14ページ参照)を検討することが必要です。

先生様の話を聞いたのでおついでに病気が治るんです。

全部先祖のたたりなんです。



えい、この村田さん。



※精神保健福祉士(仮名)は、精神保健福祉協議会(仮名)のヘルパーとして、医療機関等の精神保健福祉士に委託された。医療機関等の職員として勤務している。

消費生活センターは身近な味方です

まずはお気軽にご相談下さい。



〈参考〉相談便利メモ

PLIAPK 契約をしたのはいつですか？

例 4月10日ごろ

PLIAPK 何を契約しましたか？

例 ふとん

いくらですか？

例 30万円ぐらゐ

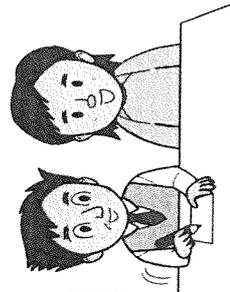
どこから買いましたか？

例 O×健康株式会社

どんなふうに勧誘されましたか？

例 業者が訪ねてきた

相談をするときには、左のちいさな項目について事前にメモをしてもらうと便利です。実際に書いてみることで問題を整理することが出来ます。



紙に書くと話がわかりやすくなるよ

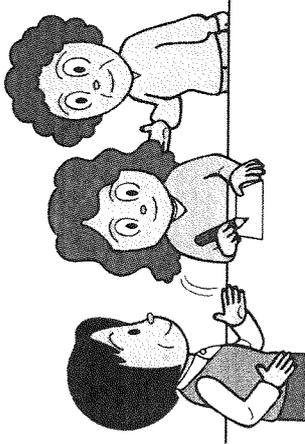


業者が発行した契約書や領収書やメモなどがあれば、用意しましょう。スムーズに相談を進めることができます。



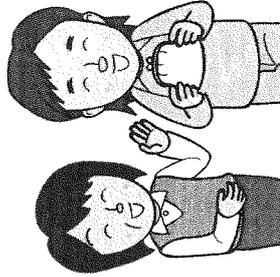
自主交渉の助言

「訪問販売で買った物を解約したいのですが…」
期間内であればクーリング・オフ（13ページ参照）の方法を助言します。できるだけで自身で解決できるように支援します。



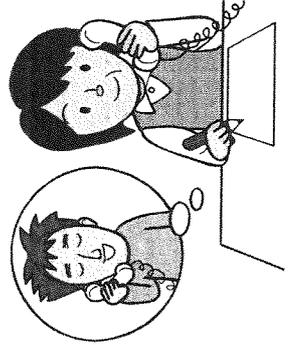
あつせん

「契約してから時間が経ってしまったのですが、やはり解約したいのですが…」
クーリング・オフ期間が過ぎてもあきらめないうで、契約に問題があったら、必要に応じて業者との間であつせん等を行うこともあります。適切な解決方法を探して、相談員は努力をいたします。

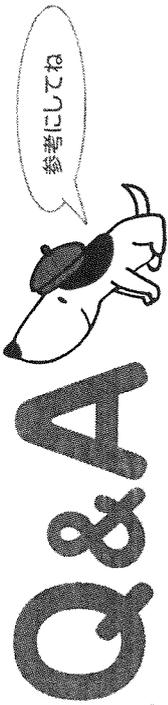


情報提供

消費者からの問い合わせに対し情報提供を行います。また、弁護士や司法書士等の専門家の支援が必要な場合は適切な機関を紹介しします。



家族・支援者の方からのよくあるご質問



Q&A

Q1 被害にあっているようです。どのようにご本人に伝えたらよいのでしょうか？

A まず、近隣で発生している消費者トラブルの具体的な手口をお話して、似たような誘いがなかったか情報提供、協力を求めるような態度で最初の声かけをするようにします。次に、被害者のトラブルが増えていること、誰でも引くかかえる可能性があること、決して恥ずかしくはないことを客観的に伝え、事情をよく聞きます。ご本人の気持ちを尊重しながら悪意を確認しましょう。



大丈夫、気にしないで

Q2 消費生活相談を勧められてもトラブルなのか迷っていますが。

A 消費者トラブルは、事業者と消費者間の問題です（家庭内の相違問題などは含みません）。

相談内容が消費者トラブル以外の問題も含まれた複雑な場合には、福祉事務所や障害関連機関等にまず相談して、消費者トラブルとそれ以外の支援が必要な問題とを整理した上で、消費生活センターが対応できる問題にしほめて相談するとよいでしょう。



問題点をしほつてみよう

Q4 ご本人から、自分に代わって消費生活センターに電話をして欲しいと言われました。可能ですか？

A 消費生活センターへの相談は、一番事情が分かっているご本人からが原則です。ご本人に代わって電話を頼まれた場合は、事前によく話を聞き、ご本人の隣で電話をするようにします。

Q5 消費生活センターへ相談に行きたいのですが、手話通訳者が必要ですか？

A 消費生活センターに手話通訳者が配置されていることが理想ですが、配置されていない場合には自治体のろうあ者相談員や社会福祉協議会等で相談日に合わせて手話通訳者の手配をするようにします（地域の事情に応じて連絡

方法を確認して下さい）。事前に消費生活センターとFAX等で相談の方法や相談日の予約をしておくとう便利です。

Q6 ご本人が消費者トラブルについての相談を望んでいないのですが、繰り返し被害にあっています。

A 被害者が消費者トラブルに積極的に対応しようとしなければ、理由は様々です。特に判断能力が不十分な方の場合には、生活支援や金銭管理支援を充実させるなどの見守り体制を強化することが必要です。また本人支援プログラム等の利用を通して、時間をかけて情報提供や啓発を行う方法もよいでしょう。同じような被害にあい、問題解決をした経験を持つ障害者の話を聞くこともまた効果的です。

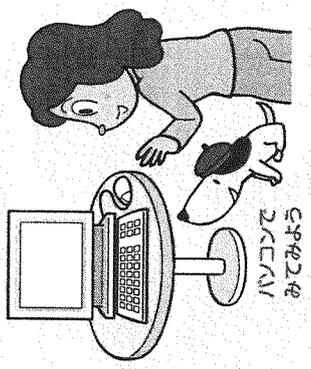
Q3 個人情報の守秘義務等が気になり、通報や相談を戸惑ってしまうのですが・・・

A 個人情報保護法の施行後、情報提供に慎重になる傾向が見られます。それはとても大事なことですが、消費者トラブルの解決は、被害者の生活を守るために必要な緊急度の高い問題であると捉えることが重要です。ご本人の心理面やトラブルに配慮しながら、福祉事務所等の障害者の相談機関へ連絡することだけでも同意してもらいましょう。

また、連絡を受けた相談機関は、障害者の権利擁護の立場から、問題解決の支援や、親族等への連絡をご本人の同意の中で積極的に進めることが大切です。

Q7 悪質商法についてももう少し詳しく知りたいのですが。

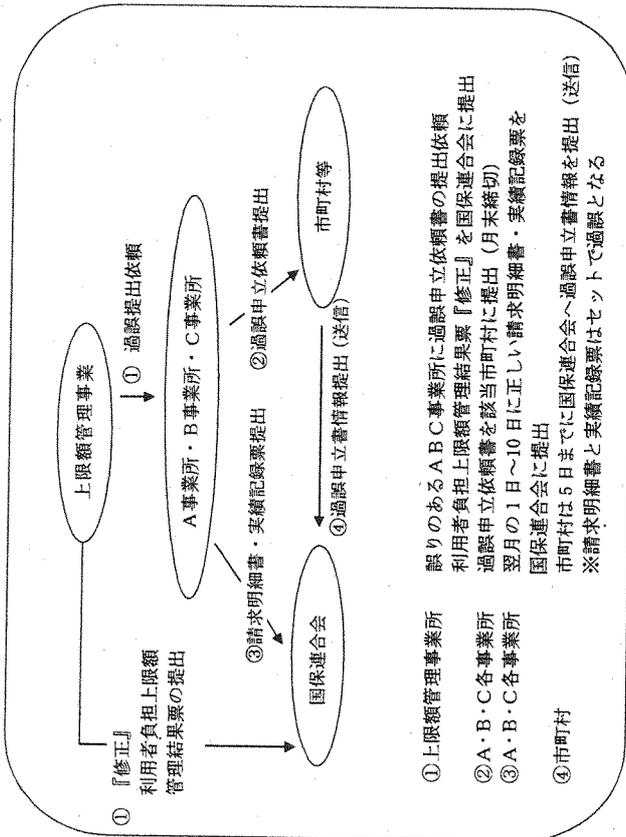
A 今回は、スペースの関係上多くの事例を取り上げることができませんでしたが、実際はこの他に数多くの事例が報告されています。詳しくは、国民生活センターの出版物「くらしの豆知識」やホームページ（www.kokusen.go.jp/）などを参考に消費者問題全般への理解を深めて下さい。



パソコンでみよう

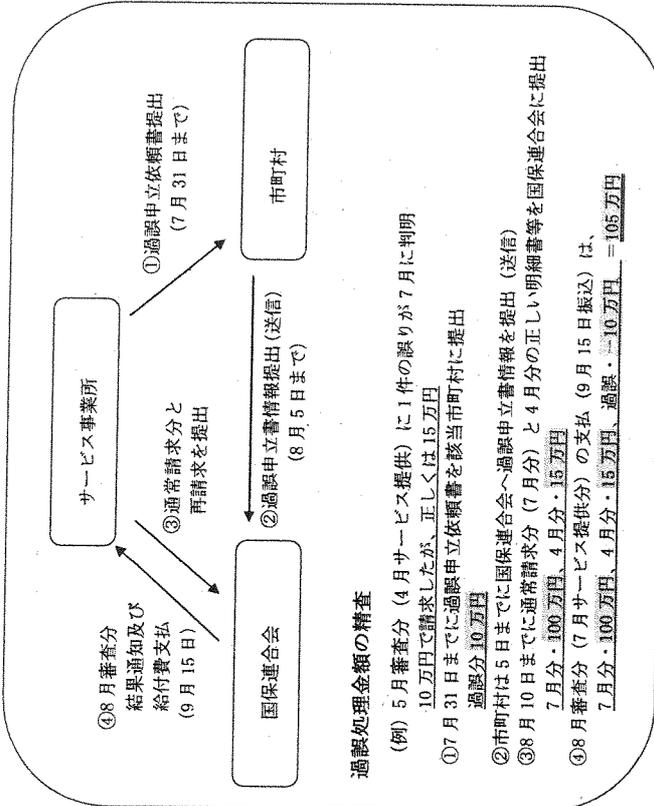
国保連合会業務関連事項について

- 利用者負担上限額管理結果と請求明細書の修正が必要な場合
(利用者負担上限額管理結果に誤りがあったため、全事業所の請求明細書に変更が生じる場合)



- 5. 過誤処理金額の精査方法等について
「当月支払決定金額」から「過誤申立決定金額」を差し引き、支払処理を行います。

(例) 5月審査分 (4月サービス提供) の請求誤りが7月に判明した場合
事業所 7月31日までに該当市町村に過誤申立書情報提出 (送信)
市町村 8月1日～8月10日に4月サービス提供分の正しい請求明細書等を作成し、国保連
合会に請求します。
市町村 8月5日までに事業所から提出のあった過誤申立書情報を国保連合会に提出します。
連合会 8月審査で過誤と請求を相殺し、支払処理を行います。



6. 過誤申立書提出時の注意点

障害福祉サービス費等の過誤処理は、同月での再請求を必ず行ってください。また、過誤申立金額が多くなる場合は、当月請求金額を上回らないよう調整のうえ、過誤申立書情報を市町村へ提出してください。

重要!

◎ 過誤申立金額が当月請求金額を上回る場合、連合会に対し、支払いが生じます。
過誤調整額が当月請求金額より多い場合、未調整額 (支払不足分) が生じるため、翌月10日までに、連合会指定の銀行口座に不足分金額を直接振込していただきます。
過誤金額が多く、当月請求額を上回る場合は、複数回に分けて調整するなど、未調整額が生じない様、事業所にて調整していただきますようお願いいたします。

II. 電子証明書について

インターネット請求に係る電子証明書の有効期間は3年間となっています。そのため、証明書の有効期間終了日より90日前に証明書の更新を促すお知らせが通知されます。この通知を受信されましたら、速やかに電子証明書の更新申請をお願いします。

<電子証明書発行手数料>

No	証明書利用区分	有効期間	発行手数料※	説明
1	障害者総合支援証明書	3年	7,800円	事業所及び代理人が、障害者総合支援の請求に利用できる電子証明書です。
2	介護・障害共通証明書	3年	13,900円	代理人が、介護保険及び障害者総合支援の請求に利用できる電子証明書です。

※発行手数料については、電子証明書発行にかかる手数料であることから、有効期間の途中で証明書が不要となった場合等、従来どおり、返金が行いません。

III. 返戻について

提出された請求明細書等に不備があった場合、「返戻等一覧表」でお知らせします。「返戻等一覧表」からエラー内容を確認し、翌月に正しい請求明細書等を再提出することになります。

① 受給者の受給資格に関する返戻については、証の確認を行い、請求した情報に誤りがない場合は該当の市町村に資格の確認を行ってください。

② 事業所台帳・受給者台帳との不一致等、データに明らかな不整合があるものは、2019年11月審査より段階的に返戻に移行します。返戻移行対象のエラーには、2019年5月審査よりメッセージ文頭に★が付きますので、国保連合会のホームページに掲載しているエラー一覧表を参照ください。

・ホームページアドレス <http://www.kyoto.kokuhoren.or.jp/nursingcare/index.html>

③ 「S」又は「T」から始まるエラーコードで返戻理由が不明な場合

・ 障害児入所給付以外については各市町村に照会ください。

・ 障害児入所給付については京都府（障害者支援課 075-414-4634）に照会ください。

主なエラーと対処方法

エラーコード	内容	対処方法
ED01	基本情報が重複しています。	今月又はそれ以前に、同様様式の提出があります。内容が同じであれば、再請求の必要はありません。

エラーコード	内容	対処方法
EG13	受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません。	受給者証のサービス種別と、明細情報および契約情報に入力したサービスコードが一致しているかを確認してください。
EG12	受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません。	受給者証の負担上限の適用期間を確認してください。
EG05	請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「利用者負担上限額情報・上限額管理事業所番号」と一致していません。	受給者証の「利用者負担上限額管理事業所名」に対応する事業所番号が、明細情報内の利用者負担上限額管理事業所の「指定事業所」欄に入力されているかを確認してください。
EG17	上限額管理対象外の受給者です。	明細情報内の、利用者負担上限額管理事業所情報に値が入っています。受給者証の利用者負担上限額管理対象者該当の有無を確認してください。 以下のことを確認してください。
EJ16	請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果」と「管理結果額」の関係が不正です。	<p>上限管理事業所の場合</p> <p>(1) 管理結果が「1」の場合、管理結果額が利用者負担上限月額①と等しいこと。</p> <p>(2) 管理結果が「2」の場合、管理結果額と上限月額調整①②の内の少ない数の値と等しいこと。</p> <p>(3) 管理結果が「3」であり、かつ上限月額調整①②の内の少ない数の値が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額と調整後利用者負担額が等しいこと。</p> <p>利用者負担上限月額①以下の場合、管理結果額と上限月額調整①②の内の少ない数の値が等しいこと。</p> <p>< A型減免・事業者減免額が設定されている場合 ></p> <p>(4) 管理結果が「2」の場合、管理結果額と上限月額調整①②の内の少ない数と A型減免・減免後利用者負担額が等しいこと。</p> <p>(5) 管理結果が「3」かつ A型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額と調整後利用者負担額が等しいこと。利用者負担上限月額①以下の場合、管理結果額と A型減免・減免後利用者負担額と等しいこと。</p> <p>上限額管理事業所以外の場合</p> <p>(6) 管理結果が「1」の場合、管理結果額が0円、または未設定であること。</p>

エラーコード	内容	対処方法
E J 1 6	請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果」と「管理結果額」の関係が不正です。	<p>(7) 管理結果が「2」であり、かつ上限月額調整①②の内少ない数の値が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額と調整後利用者負担額が等しいこと。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額と上限月額調整①②の内少ない数の値が等しいこと。</p> <p>(8) 管理結果が「3」であり、かつ上限月額調整①②の内少ない数の値が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額が調整後利用者負担額以下であること。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額が上限月額調整①②の内少ない数の値以下であること。</p> <p>< A型減免・事業者減免額が設定されている場合 ></p> <p>(9) 管理結果が「2」であり、かつA型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額と調整後利用者負担額が等しいこと。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額とA型減免・減免後利用者負担額が等しいこと。</p> <p>(10) 管理結果が「3」であり、かつA型減免・減免後利用者負担額が利用者負担上限月額①より大きい場合は、管理結果額が調整後利用者負担額以下であること。利用者負担上限月額①以下の場合は、管理結果額がA型減免・減免後利用者負担額以下であること。</p>

IV. よくある問い合わせについて

【新規事業所関係について】

Q 1. 国保連合会への届出はどうすればよいか。

A 1. 行政機関より国保連合会へ新規事業所の情報が届き次第、必要書類を送付しますので、お手続きください。なお、送付は指定を受けた翌月の月初めとなります。

【届出関係について】

Q 2. 『障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届』の届出内容に変更があった。

A 2. 請求者、口座情報、口座名義人に変更があった場合は、『障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届』の該当箇所を二重線で消し込み、赤字で変更内容を記入しうえ、毎月20日必着にて国保連合会に送付してください。変更内容については翌月より適用されます。なお、上記以外の変更の場合は、指定を受けた行政機関に届けてください。

【請求関係について】

Q 3. 各種マニュアルがどこにあるか分からない。

A 3. 電子請求受付システムにログイン後、トップページ上部に表示されている『マニュアル』よりダウンロードできます。

Q 4. 電子請求受付システムにログインできなくなった/パスワードを紛失した。

A 4. パスワードに入力誤り（アルファベットの英文字・小文字等）がないかを再度ご確認ください。パスワードを紛失された場合は再発行処理を行いますので、返信用封筒を同封のうえ「発行願」を提出してください。なお、「発行願」の様式については本会ホームページよりダウンロードいただけます。

(ホームページアドレス: <http://www.kyoto-kekuhoren.or.jp/nursingcare/05.html>)

Q 5. 証明書発行用パスワードを紛失した。

A 5. 証明書発行用パスワードを紛失された場合は、電子請求受付システムより再発行してください。なお、この手続を行った場合、現在使用している証明書の有効期間の残日数に関わらず、新たに証明書を発行申請していただくことになり費用が発生しますのでご注意ください。手順については、電子請求受付システム操作マニュアル(事業所編)をご確認ください。

Q 6. 請求データの作成方法が分からない。

A 6. 請求データの作成方法及びソフトの操作方法については、電子請求受付システムより電子請求受付システム操作マニュアル(簡易入力編)をダウンロードしてご確認ください。

Q 7. 間違った請求データを送信したので取り消したい。

A 7. 毎月1～10日の受付期間であれば、事業所側にて電子請求受付システムより取り消しが可能です。手順については、電子請求受付システム操作マニュアル(事業所編)をご確認ください。

(参 考 資 料)

平成31年度 介護・福祉サービス第三者評価

介護サービス事業者の皆様へ（平成26年4月 京都府警察本部）

WAMネット 京都府からのお知らせ」へのアクセス方法

障害者施設対象の健康増進法改正の周知チラシ

処遇改善加算取得セミナー&個別相談会

事業者指定等の受付窓口

平成31年度

受診事業所 募集開始

〆切 平成31年7月5日(金) *以後も受付いたしますが、なるべく期間内にお申込みください。

各事業所長様

平成31年度

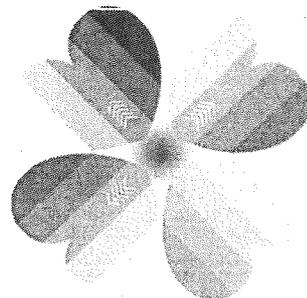
介護・福祉サービス第三者評価受診事業所募集について
(ご案内)

本支援機構では、介護・福祉サービスを提供する施設・事業所における第三者評価の積極的な受診を呼びかけております。

つきましては、下記の概要をご参照いただき、貴事業所(施設)におかれましては、積極的に第三者評価の受診に応募いただきますようお願いいたします。

(応募の詳細については、本機構のホームページ
<http://kyoto-hyoka.jp/>に掲載しています)

★サービス向上宣言★



きょうと福祉人材育成認証制度の必須項目です

受診事業所の声 (アンケートより)

- ◇ 課題・情報の共有ができた
- ◇ 自分たちでは見えていなかった事業所の「強み」を確認できた
- ◇ 人材育成としての効果が大きく、職員のモチベーションが上がった。

※10月に消費税率が上がる場合、料金改定を予定しています。

▶応募手続き

ホームページより受診応募票をダウンロードしてご利用ください。

～受診応募票～

希望評価機関、希望訪問調査月や自己評価の実施体制、応募動機などをご記入ください

▶評価分野・料金(税込)

介護サービス分野	評価を受けるサービス(受診サービス)	
	通所系・入所系サービスの場合	123,428円
	居宅介護支援・訪問系サービス・福祉用具貸与(販売)のみの事業所	113,142円
福祉サービス分野	保育所 障害福祉事業所 社会的養護の施設	308,572円
	共通評価項目	205,715円

※訪問調査の時期については、施設・事業所のご希望によりますが、お早めの受診をご検討ください。

※年度末に近づく時期のお申込みは、年度内に評価を実施することが難しく次年度に繰越となることがあります。

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375

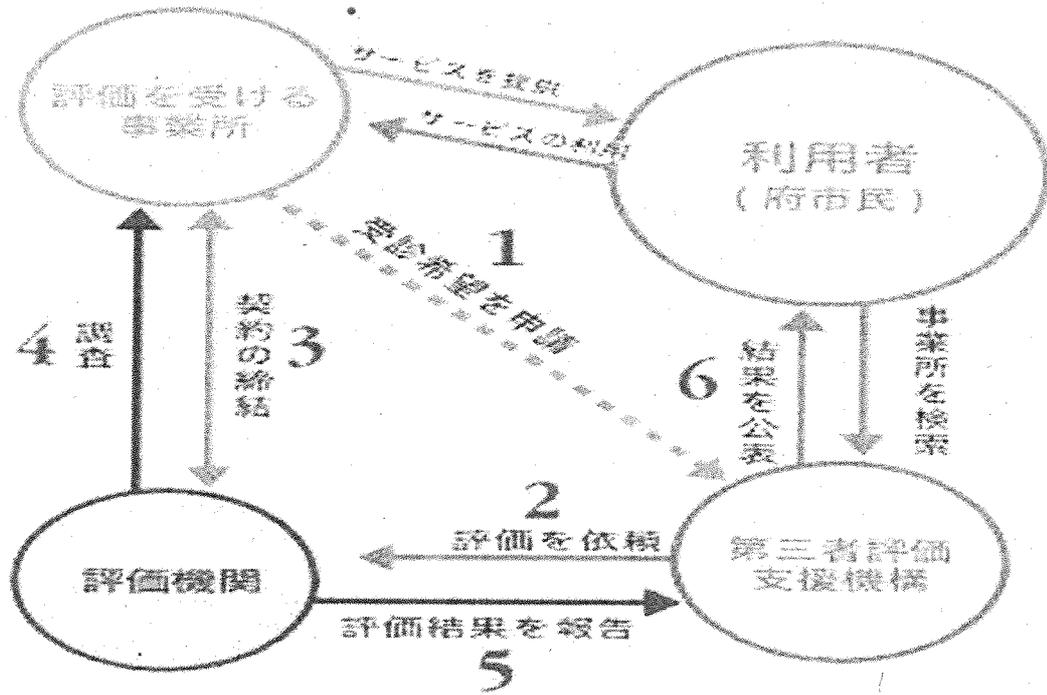
ハートピア京都5F 京都府社会福祉協議会内

TEL : 075-252-6292 FAX : 075-252-6310

アクセスは
こちらから



第三者評価受診の流れ



詳細はホームページをご覧ください

京都介護・福祉サービス
第三者評価等支援機構

(事務局：京都府社会福祉協議会)

ホームページURL

<http://kyoto-hyoka.jp/>

介護サービス事業所の皆様へ

平成26年4月
京都府警察本部
交通部交通規制課

本書は、介護サービス事業所の皆様に「警察署長の駐車許可申請」申請をしていただくに当たって、正しい申請の仕方と、事業所で一定の台数以上の車を保有している場合に届出が必要な安全運転管理者選任届について解説しています。

日々、介護の現場でご活躍されている皆様の一助になれば、誠に幸いに存じます。

● 駐車許可の申請

介護サービス事業所で使用する車両（四輪車・二輪車）（以下「自動車」といいます。）を、駐車が禁止されている道路にやむを得ず駐車しなければならぬ場合、駐車する場所を管轄する警察署長は申請内容を検討し、駐車許可証を交付しています。

通常、申請を受ける自動車は、

「事業所」又は「事業者」名義の自動車

とさせていただきますが、諸事情により、やむを得ず事業所で勤務する職員の方から借り受けた自動車を業務に使用する場合は、確実な賃貸借契約がなされ、介護サービス事業所の業務に使用されることが必要です。

いずれにせよ、法の規定をお守りいただき、正しい車両の運行及び駐車許可の使用に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

● 安全運転管理者の選任が必要となる

自動車の使用者（その自動車を使用する権限を有する者で、かつ、その自動車の運行を総括的に支配することのできる地位にある者を指し、法人であると自然人であることを問いません。）は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければなりません（道路交通法第74条の3第1項）。

※ 「規定の台数以上の自動車」の台数とは？

- ・ 乗車定員11人以上の自動車……………1台以上
- ・ その他の自動車の場合……………5台以上
- ・ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車…1台を0.5台として計算

上記台数以上の自動車を確保しているにもかかわらず安全運転管理者を選任されていない事業所の事業者は、法に定められた要件を備えた方の中から安全運転管理者を選任し、速やかに当該事業所を管轄する警察署の交通課に安全運転管理者選任届を提出してください。

◎ 罰則：5万円以下の罰金（事業者・法人双方）（道路交通法施行規則第9条の8）。

※ 原動機付自転車（50cc以下のもの）については届出の対象から除かれます。

【駐車許可申請及び安全運転管理者選任届の手続要領】

○ 駐車許可申請

駐車する場所を管轄する警察署の交通課に赴き、「駐車許可申請書」のご提出をしていただきますが、提出部数は2部とし、それぞれの申請書に、

- ・ 当該車両の車検証（第一種原動機付自転車であれば自賠責保険証等）の写し
 - ・ 駐車場所を示す地図（具体的に記載したもの）
 - ・ 居宅サービス一覧表（各駐車場所を特定するのに必要となるもの）
 - ・ 業務内容が分かる資料（ホームページ掲載内容を印字したもの又は業務パンフレット等）
 - ・ 運転者（職員）各人の運転免許証写し（表裏）
 - ・ 運転者（職員）各人の雇用を証する書面
- といったものを添付していただきます。

○ 安全運転管理者選任届

事業所の所在地を管轄する警察署の交通課に赴き、「安全運転管理者選任届」のご提出をしていただきますが、提出部数は1部とし、届出書に、

- ・ 運転経歴証明書

※ 運転経歴証明書は、警察署、交番及び駐在所に備え付けの申請用紙に所要の事項をご記入いただき、自動車安全運転センター京都府事務所までお送りください（手数料が必要となります。）。

- ・ 運転免許証の写し（表裏）

※ 京都府内にお住まいの方は運転免許証の写しで結構ですが、京都府外にお住まいの方は、住民票の写しを別途添付してください。

○ 職務経歴証明書

の各書面を添付していただきます。

○ その他

ご不明な点がありましたら、お近くの警察署交通課にお尋ねください。

川端警察署	075-771-0110	向日町警察署	075-921-0110
上京警察署	075-465-0110	宇治警察署	0774-21-0110
東山警察署	075-525-0110	城陽警察署	0774-53-0110
中京警察署	075-823-0110	八幡警察署	075-981-0110
下京警察署	075-352-0110	田辺警察署	0774-63-0110
下鴨警察署	075-703-0110	木津警察署	0774-72-0110
伏見警察署	075-602-0110	亀岡警察署	0771-24-0110
山科警察署	075-575-0110	南丹警察署	0771-62-0110
右京警察署	075-865-0110	綾部警察署	0773-43-0110
北警察署	075-682-0110	福知山警察署	0773-22-0110
南警察署	075-493-0110	舞鶴警察署	0773-75-0110
西京警察署	075-381-0110	宮津警察署	0772-25-0110
		京丹後警察署	0772-62-0110

「WAMネット 京都府からののお知らせ」へのアクセス方法

★ 「WAM NET」へアクセス(アドレス(<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>))

① トップ画面中、「特設サイト」の『都道府県からののお知らせ』をクリック



会員登録
会員登録

人気コンテンツ

- 行政情報(閲覧ランキング)
- 介護保険最新情報
- 障害福祉事業所検索
- イベント・セミナー情報
- 福祉サービス第三者評価
- 介護地域密着型外部評価
- 介護サービスQ&A

制度解説コーナー

制度の解説、各種サービス利用までの手続きをご紹介

特設サイト

- 心身障害者扶養保険制度
- 生活困窮者自立支援関連
- 介護支援専門員関連情報
- 福祉のしごとガイド
- 専門職養成施設検索
- サービス取組み事例紹介
- 福祉医療経営情報
- 授産品・芸術品ギャラリー
- 熊本地震関連情報
- 東日本大震災関連情報
- 都道府県からののお知らせ

読む・知る・わかる

- 連載コラム
- ニュース
- WAMNET検定
- 研究成果
- 目で見る統計
- 地図で見る統計

福祉医療機構より

- 福祉医療機構ホームページ
- 月刊誌WAM

障害福祉サービス事業所検索

全国の障害者総合支援法による指定障害福祉サービス事業所の情報について、指定機関(都道府県・市町村)及び各事業所からの提供情報を掲載しています。

障害福祉サービス事業所検索へ

<h3>新着情報</h3> <p>(2017.04.12更新)</p> <p>厚生労働省等で開催される会議の最新情報や資料を掲載しています。</p>	<h3>WAM NETからのお知らせ</h3> <p>(2017.04.14更新)</p> <p>WAM NETの最新情報や福祉医療機構からののお知らせを掲載しています。</p>
<h3>ニュース</h3> <p>(2017.04.14更新)</p> <p>地域に根ざした福祉・保健・医療関連のニュースを掲載しています。</p>	<h3>イベント・セミナー情報</h3> <p>(2017.04.12更新)</p> <p>福祉・保健・医療に関する全国のイベント情報を掲載しています。</p>

授産品・芸術品ギャラリーピックアップ!

RSS RSSについて その他の製品はこちら

<p>ほうわいとあっぷる 10個入り 就労継続支援事業所ないすらい 香森県 2,300円</p>	<p>ビーツ(赤) 1個 250個入り アーカス 北海道 450円</p>	<p>大根カシス漬 社会福祉法人求道舎(おおぼこ作業所・クローバー作業所) 香森県 200円</p>
--	---	--

クリック①

リンク集

広告欄

No.1の

バナー広告募集中

福祉医療広告
福祉・保健・医療関連の企業に特化した

広告掲載のご案内

福祉医療機構より

民間活動応援宣言 WAM
独立行政法人 福祉医療機構

月刊誌 WAM

WAM NETより

WAM NET
心身障害者
扶養共済制度関連情報

WAM NET
生活困窮者
自立支援関連情報

WAM NET
障害者・芸術品
ギャラリー

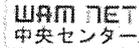
WAM NET
熊本地震関連情報

WAM NET
東日本大震災関連情報
被災地支援利用の手帳

WAM NET 公式 Twitter



④ 記事を検索



京都府センター

■メインメニュー

■掲示板

- 府からののお知らせ(介護保険関係)
- 府からののお知らせ(障害福祉関係)
- 各種様式等(自主点検表ほか)
- 平成18年改定関係(介護保険関係)
- 利用機関からのお知らせ
- その他のお知らせ

■リンク集

■介護保険システム

■掲示板(府からののお知らせ(障害福祉関連))

掲示板検索 戻る

←前ページ →次ページ ⇄すべて展開 ⇄すべて省略

▶をクリックすると展開表示します。▼をクリックすると省略表示します。

▼1【最新情報】

266

- NEWS ●平成26年度重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業の公募について(2014年5月21日)
- NEWS ●「まよと福祉人材育成認定制度」宣言・認定事業所を募集しています！(第5次締切は7月31日(木)です)(2014年5月20日)
- NEWS ●京都府高次脳機能障害(南部)支援ネットワーク会議の開催について(2014年5月14日)
- NEWS ●平成26年度京都府相談支援従事者初任者研修研修開催のお知らせ(2014年5月13日)
- NEWS ●平成26年度障害福祉サービス事業者等に係る集団指導の開催について(京都市内に所在する事業所を除く)(2014年5月13日)
- NEWS ●平成26年度同行探検従事者養成研修の開催について(2014年5月12日)
- NEWS ●平成26年10月施行に係るインターフェース仕様書等の提示について(2014年5月12日)
- NEWS ●平成26年度 社会福祉施設開設・経営実務セミナーの開催について(御案内)(2014年5月9日)
- NEWS ●平成26年度介護職員等による喫煙吸引等研修(第3号研修)の開催(3園花ノ木実施分)について(お知らせ)(2014年5月2日)
- NEWS ●京-YER創出促進事業補助金(京都府補助金)の募集について(2014年5月2日)
- NEWS ●結核院内(施設内)感染対策の手引きについて(2014年5月2日)

ページが表示されました

インターネット | 保護モード 無効

- NEWS ●障害福祉サービス等により事故が発生した場合の京都府、市町村等への報告について(2014年4月30日)
- NEWS ●京都府介護・福祉正職員キャリアアップ事業に係る参加事業所の募集について(2014年4月29日)
- NEWS ●社会福祉施設及び介護福祉施設等における高病原性鳥インフルエンザ(H5N1型)が疑われる事例の発生について(2014年4月24日)
- NEWS ●居宅介護従事者養成事業(重度訪問介護従事者養成研修)の開催について(T.S.Y株式会社)(2014年4月23日)
- NEWS ●平成26年度介護職員等による喫煙吸引等研修(第3号研修)の開催について(3園)京都福祉サービス協会(お知らせ)(2014年4月23日)
- NEWS ●介護職員等喫煙吸引等京都府研修の登録研修機関の変更について(第1号、第2号研修)(2014年4月23日)
- NEWS ●平成26年度京都府行動援護従事者養成研修(第1回)開催のお知らせ(2014年4月23日)
- NEWS ●[第1回]府北部地域ハローワーク等での「ミニ就職説明会」等の出席法人募集について(2014年4月22日)
- NEWS ●居宅介護従事者養成事業(重度訪問介護従事者養成研修)の開催について(T.R.Y株式会社)(2014年4月21日)
- NEWS ●「まよと福祉就労サポートプログラム」に係る参加事業所の募集について(2014年4月21日)
- NEWS ●社会福祉法人制度改革セミナーの開催について(御案内)(2014年4月21日)
- NEWS ●平成25年度 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果について(2014年4月17日)
- NEWS ●「ロボット介護推進プロジェクト」の実施について(2014年4月16日)
- NEWS ●全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)で実施する研修事業について(2014年4月15日)
- NEWS ●地域区分の見直しによる障害福祉サービス報酬単位の単価の見直しについて(2014年4月11日)
- NEWS ●「平成26年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A(平成26年4月9日)」の送付について(2014年4月10日)
- NEWS ●居宅介護従事者養成事業(重度訪問介護従事者養成研修)(セルフサポート(株))の開催について(2014年4月8日)

←前ページ →次ページ ⇄すべて展開 ⇄すべて省略

掲示板検索 戻る

WAM NET 京都府センター

インターネット | 保護モード 無効

障害者福祉サービス事業者等のみなさまへ

望まない受動喫煙の防止を図るため健康増進法が改正されました。障害者福祉サービスの提供施設は、施設等の区分に応じ、規制の内容や開始時期が異なります。下記をご覧ください。ご準備をお願いします。

施設	規制の適用	開始時期
第一種施設 障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援事業、一次預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業の用に供する施設 ※居室訪問型児童発達支援もしくは保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く 児童福祉施設（助産施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所・幼保連携型認定こども園・児童厚生施設・児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・児童心理治療施設・児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）に規定する施設並びに無認可児童福祉施設 ※居室訪問型保育事業除く 母子健康包括支援センター 等	敷地内 ※「人の居住の用に供する場所」がある場合は適用除外 	2019年 7月1日～
第二種施設 上記以外の施設 入所施設（特養・有料老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、厚生施設、宿所提供施設等）等	原則禁煙 ※喫煙専用室・加熱式たばこ喫煙専用室の設置可能 屋内（多床・共用部） 屋内（個室） 	2020年 4月1日～

＜留意点＞20歳未満の方は従業員も喫煙エリアに立ち入らせられません 

詳しくは「京都府 受動喫煙対策」を検索！ 令和元年5月京都府健康対策課作成 075-414-4739

Are you ready?

10月より始まる **特定加算** では

配分方法 が大きく変わります!

- その1 経験・技能のある介護職員/障害福祉人材 (①) に配分する
- その2 ①に加え、他の介護職員/障害福祉人材 (②)
- その3 ①②に加え、その他の職種 (③)

配分方法/条件は難しそうにみえますが
実はそうではありません! セミナーで
丁寧に解説いたします!

事業所所在地に関係なく
どの説明会でも御自由にお申込みできます

開催日	会場	定員
7月16日(火) (福知山市)	市民交流プラザふくちやま (JR福知山駅すぐ)	定員100名
7月18日(木) (京都市)	京都学・歴彩館 大ホール (地下鉄烏丸線北山駅から徒歩5分)	定員400名

※セミナーにご参加の際は、駐車場スペースの関係もあり、なるべく公共交通機関をご利用いただくか、他の方との乗り合わせなどとしていただけますと幸いです。

※11月にも同内容のセミナーを北部と南部で各1回ずつ開催予定です。
(日程・会場を調整中) WAMネット等であらためてご連絡差し上げます。

■セミナー

○時間・定員 いずれも 13:30~16:00

○プログラム

- ・「特定加算」の目的と背景
- ・「現行加算」はどうなるのか?
- ・「特定加算」と「現行加算」との違い
特定加算(I)と特定加算(II)
- ・「特定加算」取得のための4つの要件
 - ① 介護福祉士/福祉専門職員の配置等要件
 - ② 現行加算要件 ③ 職場環境等要件 ④ 見える化要件
- ・加算見込額の算出と賃金改善のシミュレーション実施
- ・申請書の記入方法

個別相談会も
無料で承ります!
(裏面参照)



& きょうと福祉人材育成認証制度について

<対象>

- 10月から「特定加算」申請を行いたい方
- 「特定加算」に関する最新情報を知りたい方
- 「現行加算」と「特定加算」の同時申請をお考えの方
- 「特定加算」を機に、自法人・自社のやり方をもう一度見直したいという方...

処遇改善加算取得セミナー & 個別相談会
特定加算の取得・活用は、職員が安心して働き続けることができます

<申込先>

E-mail: kyoto-fukushi@eidell.co.jp FAX:075-253-0204

申込期限：開催日前日まで受け付けます

処遇改善加算取得セミナー・個別相談会 参加申込書

法人名		事業所名	
きょうと福祉人材育成認証制度		未宣言・宣言済み・認証取得済み	
担当者 役職名		担当者 氏名	ふりがな
電話番号		メール アドレス	
FAX番号			

・担当者の方が参加される場合は、を入れてください。

セミナー（ 7月16日 福知山 7月18日 京都市）

相談会

・上記担当者以外での参加者をご記入ください。

担当者以外のご参加者 氏名 (ふりがな)	役職名	セミナー	個別 相談会
①		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※セミナーはこの申込書を当日持参し、受付にご提出ください。万が一、当日申込書をお忘れになった場合は、名刺等をご提出いただけます。

個別相談会は、別途日程調整をいたします

個別相談会のご利用にあたっては、きょうと福祉人材育成認証制度にて「宣言」を行っていただくことが必要となります（別紙パンフレットをご覧ください）

個別相談（現行加算に関するご相談も承ります）を希望される場合は、希望日時をご記入の上、FAXください。日程調整のご連絡をさせていただきます。

第1希望： 月 日 AM・PM 時～

第2希望： 月 日 AM・PM 時～

※ご希望以外の日時で調整させていただく場合がございますので、ご了承ください。
日時調整後、あらためてFAXにてご連絡いたします。

セミナー・相談会 共通

ご質問・ご要望等ありましたら下記にお書き下さい。

[]

問い合わせ先

京都府福祉人材サポートセンター コンサルティング事業部門/エイデル研究所京都支社
電話番号：075-253-0201 FAX番号：075-253-0204
メールアドレス kyoto-fukushi@eidell.co.jp

「処遇改善加算取得促進特別支援事業」および「きょうと福祉人材育成認証制度」について、お気軽にお問合せ下さい。 ⇒ 075-253-0201

提出窓口一覧

※京都市内の事業所につきましては、京都市障害保健福祉推進室（TEL 075-222-4161）にご確認ください。

提出窓口	所在地
<障害児入所支援> 京都府 健康福祉部障害者支援課 福祉サービス・障害児支援担当	〒604-8570 京都市上京区下立売通新町西入る藪ノ内町 TEL 075-414-4633 FAX 075-414-4597
<障害福祉サービス等及び障害児通所支援については、下記の窓口にご提出ください。>	
乙訓保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉室	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL 075-933-1154 FAX 075-932-6910
山城北保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉室	〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 TEL 0774-21-2193 FAX 0774-24-6215
山城南保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉室	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 TEL 0774-72-0208 FAX 0774-72-8412
南丹保健所（南丹広域振興局 健康福祉部）福祉室	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL 0771-62-0361 FAX 0771-63-0609
中丹西保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）福祉室	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地 TEL 0773-22-3903 FAX 0773-22-4350
中丹東保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）福祉室	〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23 TEL 0773-75-0856 FAX 0773-76-7897
丹後保健所（丹後広域振興局 健康福祉部）福祉室	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 TEL 0772-62-4302 FAX 0772-62-4368

<各市町村の所管保健所>

保健所	市町村
乙訓保健所	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南保健所	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	福知山市
中丹東保健所	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町